

徳島県介護人材育成事業者認証評価制度のロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県介護人材育成事業者認証評価制度のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「ロゴマーク」とは、徳島県介護人材育成事業者認証評価制度の基準を満たし、認証を受けた事業所であることを示すものであり、別紙に規定するデザインをいう。

(資格要件)

第3条 ロゴマークを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 徳島県介護人材育成事業者認証評価制度の認証を受けた事業所
- (2) その他、知事が特に必要と認める者

(ロゴマークの利用許諾の申請等)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ知事の許諾を受けなければならない。

- 2 許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、許諾の申請を行った者に対し、必要に応じて資料等の追加提出を求めることができる。

(許諾の決定)

第5条 知事は、前条の規定による許諾の申請があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは許諾を行うものとする。

- 2 許諾は、利用許諾書（様式第2号）により行うものとする。

(許諾の制限)

第6条 知事は、許諾の申請を行った者のロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾をしないものとする。

- (1) 徳島県介護人材育成事業者認証評価制度の信用や品位を損なうおそれがあると認められる場合
 - (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
 - (3) その他、不相当と認められる場合
- 2 知事は、許諾を行わない場合は、利用不許諾通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 ロゴマークの利用許諾料は無料とする。

(利用期限)

第8条 第3条の規定による者が、ロゴマークを利用できる期限は、次に掲げる期限とする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する者は、認証の有効期間に限りロゴマークを利用することができる。
- (2) 第3条第1項第2号に規定する者は、最長で利用申請年度の翌年度の3月31日までロゴマークを利用することができる。利用期限を越えて継続して利用を希望する場合は、改めて、利用申請書(様式第1号)を提出するものとする。その際の利用期限は、利用期限が終了する翌日から起算して、最長で翌年度の3月31日までとする。

(利用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークの利用許諾を受けた者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 別紙に規定する色、形等を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう展開及び応用利用はしないこと。
- (4) 当該許諾に係る利用対象物件等の完成品の写真又はサンプルを速やかに知事に提出すること。ただし、当該完成品の写真又はサンプルの提出が困難な場合には、知事が別に指示する物を提出すること。
- (5) ロゴマークの展開又は応用利用したデザインやグッズ等の製作物に関する全ての著作権は、徳島県に帰属すること。
- (6) 許諾を受けた権利を譲渡し又は貸し付けしないこと。
- (7) その他、知事の指示に従うこと。

(申請の取下げ・利用の中止)

第10条 第4条の規定によるロゴマークの許諾の申請を行った者が、第5条の許諾の決定を受ける前に申請を取り下げるとき又はロゴマークの利用許諾を受けた者が、利用の中止をしようとするときは、ロゴマーク利用申請取下書・利用中止申出書(様式第4号)により知事に申し出なければならない。

(許諾の取消し)

第11条 知事は、利用許諾を受けた者がこの規程及び許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾を取り消すことができる。この場合、利用許諾を受けた者に損害が生じても知事はその責めを負わないものとする。

2 前項の規定による許諾の取消しは、利用許諾取消書(様式第5号)により行うもの

とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年12月19日から施行する。

別紙（第2条関係）

徳島県介護人材育成事業者認証評価制度のロゴマーク

